

第 4 3 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表の「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 4年12月21日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書及びその他の文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成29年度名古屋市スポーツ施設指定管理者公募選定事業者 提出事業計画書

- ・ 特定施設 A（以下「本件施設①」という。）
- ・ 特定施設 B（以下「本件施設②」という。）
- ・ 特定施設 C（以下「本件施設③」という。）

平成30年度～令和 3年度 事業報告書

- ・ 本件施設①
- ・ 本件施設②
- ・ 本件施設③

2 令和 5年 6月15日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設①及び②の指定管理者事業計画書（以下「本件計画書」という。）並びに本件施設①、②及び③の事業報告書（以下「本件報告書」という。）を含む行政文書（以下「本件各行政文書」という。）を特定したが、本件各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月26日、審査請求人は実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同年 7月18日、実施機関は、本件各行政文書について、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。また、実施機関は、本件公開請求について、本件処分以外にも一部公開決定を行っ

た。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと及び同年 8月14日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。
- 6 同年 8月 2日、審査請求人は、名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。
- 7 同月 9日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件各行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 個人の顔写真及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報にあたり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
 - (2) 応募者の事業にかかるノウハウ及び運営に関する情報が含まれており、具体的な従事員の配置計画や勤務体制及び個別具体的な取引に関する情報等があり、これらの情報は経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人に明らかに不利益を与えると認められるものについては、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。
 - (3) 施設運営での防犯対策に関する情報が掲載されており、公にすることにより、人の生命、身体、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報にあたり、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。
- 2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて
条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件各行政文書について

本件各行政文書は、指定管理者募集において指定管理者として選定された団体（以下「選定団体」という。）の本件計画書及び本件報告書であり、審査請求人から提出されたものである。実施機関は、本件各行政文書について公開請求がなされた場合には、条例第 7 条に基づいて公開しなければならない、このことについて、指定管理者の募集要項（以下「本件募集要項」という。）において「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合は全部もしくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載しており、審査請求人もこれを承知の上で応募しているはずである。

(3) 本件各行政文書の処分について

本件各行政文書の処分については、上記 1 に該当しない部分については公開とした。

(4) 本件処分で公開とした部分が非公開事由にあたらぬことについて

ア 条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨について

同号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動については非公開とすることを定めたものである。

なお、「名古屋市情報公開条例の施行について(依命通達)」(平成12年 9月27日付け依命通達13号)において「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいうとしている

- ・生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- ・経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
- ・その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

イ 審査請求人による審査請求の理由について

本件処分は、選定団体の本件計画書及び本件報告書の情報を公開しようとするものであるが、本件各行政文書は、上記 2(1) 及び(2) に従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件各行政文書が「審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである」旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は「審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められず、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。

また、審査請求人は、本件計画書は「著作物」である旨主張するが、本件各行政文書が行政文書公開に付されることは、本件募集要項に明示され、かつ、その要項を遵守することを条件に選定されているのであるから、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条の公表権の保護は必要なく、同法第42条により行政文書公開条例の規定に基づく開示のための利用は認められているのであるから、同主張は妥当でない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件各行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求めらる。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 指定管理者公募時期にあわせた、また公募予定施設に限っての本件計画書及び本件報告書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第 1条の趣旨に反したものである。

たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

(2) 公募に係る本件各行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第 1条の趣旨に反したものである。たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、現指定管理者として競争上の地位が脅かされ、審査請求人及びその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(3) 本件計画書の文章や構成、レイアウトまで含め、審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである。これを公に

することにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものである。これは、条例第 7 条第 1 項第 2 号の趣旨に反したものである。

(4) 本件計画書は、審査請求人の基本理念が創造的に表現されているとともに、経営戦略に基づき考え出された企画内容である。これは、表紙、提案内容などで構成された著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号）にあたるものである。

(5) 本件計画書を公開請求者に公開することは、指定管理者選定において誠実な計画によることのない提案書が提示されるなど、正当な競争性が失われ、ひいては市民の利益を損なうこととなるものである。

(6) 上記第 3 の 2(4) イのとおり弁明書には「本件各行政文書を公開することによる不利益は「審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」との主張にとどまり、具体的な損害を認めることができず」と記載されているが、本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、実施能力のない新しい申請者が選定された結果により、審査請求人及びその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の失職または収入減につながるなど明らかな不利益が容易に想定できるものである。（名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱第 3 の 2(3) ア「不利益を与えると認められる情報」として、生産・技術上または販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるものに該当。）

(7) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。

これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

(8) 本件公開請求について、複数年の本件報告書及び本件計画書を請求しており、今後、実施していく事業における執行予定の契約金額や事業内容が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査請求基準を定め

る要綱第 7 の 4(6) 「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下当該部分から別表に掲げる本件情報①から⑩を除いた部分を「本件公開情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを目的としており、地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として公の施設の管理を代行するものである。

(2) 名古屋市では、指定管理者制度の運用にあたっての基本的な考え方や標準的な手続き等を定めた「指定管理者制度の運用に関する指針（以下「本件指針」という。）」を策定しており、当該指針には、募集要項及び申請書類の記載事項等や提出書類の種類や取扱等が掲載されている。

(3) 本件指針には、提出書類等は、条例に基づく行政文書公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する旨を募集要項等に明記すると定められている。

(4) 本件計画書は、指定管理者募集の申請書類の一部であり、実施機関が本件施設①及び②における平成30年 4月 1日から平成35（令和 5）年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した際の本件募集要項に基づき、審査請求人から提出された書類であり、審査請求人が本件施設①及び②の指定管理を受けるべく、次期指定期間の事業計画について、経営姿勢・運営実施

体制、コンプライアンス及び平等利用の確保等が記載されたものである。

- (5) 本件報告書は、実施機関が本件施設①から③における平成30年 4月 1日から平成35（令和 5）年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した際の指定管理者仕様書（以下「本件仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出された書類であり、審査請求人が平成30年度から令和 3年度について、本件施設①から③の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載されたものである。
- (6) 本件募集要項及び本件仕様書においても、上記第 3の 2(2) で、実施機関が主張するとおり、提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合は全部もしくは一部を公表できるものとする旨が記載されていることが認められる。
- (7) なお、審査請求人は、本件施設①から③の指定管理者に選定され、平成30年度から令和 4年度までの 5年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 著作権法で保障される公表権と情報公開制度の関係

審査請求人は、上記第 4の 2(4) のとおり本件計画書が著作権法第 2条第 1項第 1号に規定する著作物である旨主張していることから、まずは、著作権法で保障されるべき公表権と情報公開制度との関係について検討する。

(1) 著作権法第 2条第 1項第 1号において、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものと定義される。

(2) 著作物がまだ公表されていないもの（著作権者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）である場合、著作権法第18条第 1項に規定するとおり、著作者は、当該未公表の著作物について公衆に提供し、又は提示する権利を有するが、これを公表権という。

公表権は、対象が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、情報公開制度と公表権の調整の趣旨により、同条第 3項及び第 4項は、公表権が無制限に保護されるものではない旨定めている。

(3) 著作権法第18条第 3項第 3号は、著作者は未公表である著作物を地方公共団体に提供した場合、開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除き、当該著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意した

ものとみなされる旨定めている。

(4) 本件計画書は、本件募集要項に基づいた一般的な情報を記載したものであるといえるものの、その記載には一定の創作的な表現が見られ、上記第3及び4の両者の主張によれば、本件計画書が著作物に該当することに争いはない。また、本件計画書自体は他に公表されているものではないことから未公表であり、上記第2の3のとおり審査請求人が本件各行政文書の公開に反対する旨主張していることが認められる。そこで、著作権法第18条第4項第5号による公表権の規定の適用除外の可否について検討する。

5 著作権法第18条第4項第5号による公表権の規定の適用除外

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる旨を規定しているが、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が併存する場合で、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、各普通地方公共団体において、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間になんらの矛盾抵抗はないものとされる。

(2) 上記(1)の考えによると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「公開法」という。）と条例はいずれも情報公開に関する規程であり、同一の特定事項について同一の目的に出たものであるが、公開法第2条において規定する行政機関には普通地方公共団体が含まれておらず、各地方公共団体においては、その地域の実績に応じて情報公開に関する条例を規定しており、それらに基づき運用されているところである。

(3) 著作権法第18条第4項第5号は、地方公共団体においては、未公表の著作物について著作者が、公開に反対する旨を表明している場合であっても、公開法第7条の規定に相当する規定がある場合は、それを公開することができる旨を定めている。同号は、著作権法で保護される公表権が未公表の著作物でありさえすれば生じることから、地方公共団体の保有する情報が対象となる情報公開制度の趣旨が損なわれることを防ぐため、著作権法で規定する公表権と情報公開制度との調整を図る規定である。公開法第7条の規定に相当するか否かの解釈においては、上記(1)及び(2)で述べたように、各地方公共団体における情報公開に関する条例の規定が一律ではないことを踏まえる必要がある。

(4) 公開法第 7 条は、同法第 5 条第 1 号の 2 を除く各号で規定する不開示事由に該当する情報であった場合でも公益上の理由による裁量的開示を認めるものである。これは、同法第 5 条の判断自体においては、不開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例による特殊な事情によっては、開示することの利益が不開示にすることによる利益に優先すると認められる場合がありうることは否定できないことから、行政機関の長の行政的判断により、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量することで裁量的開示を行う余地を規定しているといえる。

(5) 条例第 8 条は、条例第 7 条第 1 項第 7 号を除く各号で規定する非公開情報に該当する情報であった場合でも、公益上の理由による裁量的公開を認めると規定していることから、文言上形式的にみると、公開法第 7 条に相当する規定であるといえる。しかし、上記(2)で述べたとおり、情報公開に関する条例は、国の法令と異なる規定となり得ることから、公開法第 7 条に相当する規定は、条例第 8 条にとどまらず、本件審査請求に則して、他の条例の条項を含む可能性がある。また、実質的に見ても、条例第 8 条は、条例第 7 条第 1 項の義務的公開の規定により非公開になった場合でも、同項第 7 号を除いては、例外的に裁量的公開を認める規定であることから、その適用範囲は極めて制限的に解されており、条例第 8 条によってのみ公表権と情報公開制度の調整が図られていると解する必要はない。そこで、以下これについて検討する。

ア 公開法において、法人等の著作物に対する公表権の規定の適用除外を判断する場合には、公開法第 5 条第 2 号本文に該当するか否かを判断し、同号に該当した場合は、公開法第 7 条の適用を検討する。同号は、法人等の情報で公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には不開示とする旨定めている。

イ 一方、本件審査請求において、条例第 8 条の適用を検討する前提としては、条例第 7 条第 1 項第 2 号（以下この項において「本号」という。）本文が基本的な考えとなる。本号は、法人等に関する情報を公開することにより、法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」ものについてのみ非公開としている。これは、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量することにより、情報を公開するか否か判断しようとする趣旨であり、公益上の公開の必要性の判断を可能な限り行うことが求められていることから、法人等の情報であっても公開法よりも非公開とする範囲を限定し、公開とする範囲を広くするものである。

ウ そうすると、本号は、個々の事例による特殊な事情から、公開することの利益と非公開にすることによる利益との比較衡量により、裁量的公開を行う旨定める点において、公開法第 7条と同趣旨の判断をしていると解することができる。

エ したがって、本号も公開法第 7条の規定に相当するものと評価することができる。

オ 実質的にみても、本件計画書に係る指定管理者制度については、本市として、公正性・透明性の確保に十分留意した上で、市民に対して十分に説明責任を果たし、かつ、指定管理者制度を市民のために、将来に向けてより充実したものにすることが求められることから、公開することによる公益が大きいと認められるところ、非公開事由についての基本的な考え方を示した本号によれば、適切に比較衡量を行うことが可能である。

カ さらに、本件審査請求において、本件計画書が作成される原因となった指定管理者制度は、公の施設を管理することを目的とした公共性が高い事業であり、また、本件計画書に記載されている事業は、当審査会が事務局をして調査させたところ、本件処分時には既に公知のものとなっているものもあることが認められる。加えて、上記 3(6) のとおり本件募集要項において、本件計画書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されていることが認められることからすれば、公表権の保護の必要性が大きいとはいえない。

(6) 以上のことを総合的に判断すると、審査請求人の本件計画書は著作物であるという主張、すなわち本件計画書に対して著作権法上で保護される公表権については、情報公開制度の趣旨等に照らすと一定の制約を受けることはやむを得ないものと認められ、本件計画書につき、条例第 7条第 1項第 2号の判断により情報が公開される場合には、著作権法第18条第 4項第 5号に該当し、同条第 1項の公表権の規定の適用は除外されるものと解される。

6 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたもので

ある。

(2) まず、本件公開情報について検討する。

ア 本件計画書は、審査請求人が本件施設①及び②の指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、本件報告書は、審査請求人が本件施設①から③の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類である。

これらの行政文書に記載された情報は、審査請求人における本件施設①から③の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件公開情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に、本件公開情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 条例第37条の 2第 1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

(イ) したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件公開情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

ウ 本件公開情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益について

(ア) 本件施設①から③の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件公開情報については、一定の企業ノウハウ等にあたる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件公開情報を企業ノウハウ等であると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件公開情報を公開すると審査請求人が不利益を被るなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

(イ) また、上記 3(6) のとおり本件募集要項及び本件仕様書において本件各行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記さ

れており、本件各行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウ等にあたる情報の公開を承認していたのであり、本件公開情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

エ 本件公開情報を公開することによる公益について

上記イ（ア）のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い名古屋市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件公開情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

オ したがって、本件公開情報を公開することによる公益より、公開することによって生じる事業活動上の不利益が優越するとの事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

カ 以上のことから、本件公開情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(3) 次に、本件情報①から⑦及び⑨から⑪について検討する。

ア 本件情報①から⑦及び⑨は、審査請求人が本件施設①及び②の指定管理者として選定を受けるために実施機関に提出した本件計画書に記載された情報であり、本件情報⑩及び⑪は、審査請求人が本件施設①から③の指定管理者として施設管理業務及び経理の状況等を実施機関に報告するために提出した本件報告書に記載された情報である。

これらの情報は、審査請求人における本件施設①及び②の管理運営についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、これらの情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に本件情報①から⑦及び⑨から⑪を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件情報①から⑦、⑨及び⑪は、審査請求人の本件施設①及び②における職員の選任及び配置に関する情報であり、職員の選任に係る情報及び配置する職員の役割が具体的に記載されている。

(イ) 本件情報⑩は、審査請求人が管理する本件施設①から③をはじめとしたスポーツセンターにおける緊急時への備えについて記載されており、審査請求人がスポーツセンターを管理する中で発生が想定される

各種非常事態における事故対策等が具体的に記載されている。

(ウ) 本件情報①から⑦及び⑨から⑪は、公開することにより、審査請求人との競争上の地位にあるものに審査請求人の本件施設①から③における管理運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本件情報①から⑦及び⑨から⑪を公にすることにより生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

ウ したがって、本件情報①から⑦及び⑨から⑪は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

7 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

なお、本件情報⑧は、同号に該当すると思料されるので、以下のとおり判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報⑧は、本件計画書に記載された本件施設①及び②に配置する職員の基準の表に記載されている職員の資格及び雇用形態に係る情報である。

(3) 上記第 5 の 3(7) のとおり、審査請求人は、指定管理者として本件施設①及び②を管理運営しており、配置された職員の職・氏名はすでに公表されていることから、本件情報⑧は特定の個人を識別できる情報のうち、個人の能力及び雇用状況であり、通常他人に知られたくない情報であることが認められる。

(4) 以上のことから、本件情報⑧は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 9月26日	諮問書の受理
10月24日	弁明書の受理
11月29日	反論意見書の受理
12月15日 (第68回第 2小委員会)	調査審議
令和 6年 1月22日 (第69回第 2小委員会)	調査審議
2月16日 (第70回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
3月15日 (第71回第 2小委員会)	調査審議
3月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充

別表

非公開とすべき情報が記載された部分	非公開とすべき情報
<p>本件計画書</p> <p>業務履行体制（様式⑤ 【業務履行体制】） 本件施設①及び②</p>	<p>P52 「 3 スポーツセンター・温水プール・屋外冷水プールの体制」 「(1) 点から面のサービス提供」 中一行目左側30文字目から45文字目までに記載された情報（以下「本件情報①」という。）及び三行目左側 2文字目から26文字目までに記載された情報（以下「本件情報②」という。）</p>
	<p>P52 図「 「 3 施設セット公募」 施設の体制」 右枠内の図全て（以下「本件情報③」という。）</p>
	<p>P52 「 3 スポーツセンター・温水プール・屋外冷水プールの体制」 「(1) 点から面のサービス提供」 図「 「 3施設セット公募」 施設の体制」 右枠内の文中一行目左側25文字目から二行目左側 2文字目までに記載された情報（以下「本件情報④」という。）及び二行目左側16文字目から32文字目までに記載された情報（以下「本件情報⑤」という。）</p>
	<p>P52 「(2) 3施設の体制（指揮命令系統）」 中一行目左側10文字目から33文字目までに記載された情報（以下「本件情報⑥」という。）</p>
	<p>P52 「(2) 3施設の体制（指</p>

		揮命令系統)」「3施設の体制」に記載された図全て(以下「本件情報⑦」という。)
	体育館従事員配置計画(様式⑥添付資料) 本件施設①及び②	P75及びP79 資格名及び雇用形態(以下「本件情報⑧」という。)
	収支計画書(別紙②) 平成30年度、31年度、32年度、33年度、34年度 本件施設①及び②	P447、454、461、468、475、527、534、541、548及び555 「積算根拠」「3 管理運営経費」「(1) 人件費」「施設の管理運営」に係る備考欄中、職員の配置に関する情報(以下「本件情報⑨」という。)
本件報告書	実施計画書(様式1) (平成30年度、31年度、32年度、33年度、34年度) 本件施設①から③	⑭安全管理 「保安警備の実施体制」「年度計画(取組内容)」の全て(以下「本件情報⑩」という。)
	収支計画書内訳(様式7) (平成30年度、31年度、32年度、33年度、34年度) 本件施設①から③	「(1) 人件費」「施設の管理運営」に係る備考欄中、職員の配置に関する情報(以下「本件情報⑪」という。)